

奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十八号

奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県自動車税証紙条例施行規則（昭和四十一年三月奈良県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十八条の三第一項」を「第四十六条第一項」に、「第百六条の八第一項」を「第五十八条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。